平成２２年（フ）第３７号
兵庫県養父市八鹿町八鹿1357番地１
債務者　宮崎　裕子
１　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第２９号
奈良県五條市今井２丁目９番10号
債務者　松浦　正代
１　決定年月日時　平成22年６月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（フ）第４８号
佐賀県唐津市和多田天満町２丁目８番303号市営アパート
債務者　中野　直也
１　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第５０号
長崎県島原市新山１丁目8716番地２　花の丘団地ゆり103号
債務者　吉岡美代子
１　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第３３号
熊本県荒尾市桜山町１丁目10番16号
債務者　神原　孝子
１　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第８４号
宮城県柴田郡柴田町大字四日市場字神明147番地
債務者　山口よしえ
１　決定年月日時　平成22年６月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第７２号
宮城県東松島市矢本字蜂谷浦33番地１
債務者　浅野　祐子
１　決定年月日時　平成22年６月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第１２３号
秋田市手形田中１番38号
債務者　奥州谷　拓
１　決定年月日時　平成22年６月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５５号
群馬県桐生市東１丁目９番21―32号
債務者　今井　良美（旧姓宮田）
１　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第６２号
群馬県桐生市境野町４丁目559番地の８
債務者　小嶋　明美
１　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第６４号
群馬県桐生市東３丁目３番26―81号
債務者　根本　邦宏
１　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第６６号
群馬県桐生市広沢町５丁目1968番地の３
債務者　髙田美由紀
１　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第１６８号
長野市稲里町中氷鉋865番地12
債務者　西澤　　正
１　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６９号
長野市稲里町中氷鉋865番地12
債務者　西澤喜代子
１　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６２号
長野県茅野市塚原２丁目４番13号　芳ハイツ102号、前住所長野県茅野市宮川5030番地県住142号
債務者　西坂　明美
１　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第３６号
兵庫県南あわじ市松帆古津路329番地２　ハマロマンション103号
債務者　志智　　誠
１　決定年月日時　平成22年６月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第１４号
徳島県阿南市羽ノ浦町中庄神木38番地６
債務者　大橋　秀廣
１　決定年月日時　平成22年６月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第１５号
徳島県阿南市羽ノ浦町中庄神木38番地６
債務者　大橋リヱコ
１　決定年月日時　平成22年６月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
徳島地方裁判所阿南支部